

北海道科学大学における公的研究費の不正防止基本計画

1 基本方針

北海道科学大学公的研究費の管理・監査に関する規程第 15 条に基づき、不正防止計画を策定し、不正使用を発生させる要因の把握に努め、公的研究費の適正かつ効率的な運営および監査体制に万全を期する。

2 不正発生要因（リスク）分析および不正防止計画

(1) 機関内の責任体系の明確化

ガイドライン項目	不正発生要因（リスク）	不正防止計画（具体的な取り組み）
責任体系の明確化	責任者の責任と権限が不明瞭である。	<p>責任体系を次のとおり明確化し、本学ホームページにて学内外に周知・公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最高管理責任者（学長） <ul style="list-style-type: none"> ・大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。 ・不正防止対策の基本方針を策定・周知する。 ・統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者に対し、適切に指導力を発揮する。 ○ 統括管理責任者（副学長） <ul style="list-style-type: none"> ・最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を総括する実質的な責任権限を持つ。 ・不正防止対策の基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施する。 ・ルールと実態が乖離していないか、見直しを図る。 ○ コンプライアンス推進責任者（研究推進・地域連携センター長） <ul style="list-style-type: none"> ・統括管理責任者の指示の下、公的研究費の運営・管理について各学部を統括する実質的な責任権限を持つ。 ・コンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理監督とともに理解度調査を行う。 ・構成員に対して誓約書等の提出を求める。 ・ルールに沿った運用がされているかモニタリングし、必要に応じて改善指導する。 ・研究者と業者との癒着を防止する対策を講じる。
	時間的な経過により、責任者の責任意識が低下している。	最高管理責任者、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者は、管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合、学校法人北海道科学大学就業規則第 6 章第 2 節（制裁）により、その責任を負うものとする。

(2) 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備機関内の責任体系の明確化

ガイドライン項目	不正発生要因（リスク）	不正防止計画（具体的な取り組み）
<p>ルールの明確化・統一化</p>	<p>ルールが不明瞭である。</p>	<p>北海道科学大学公的研究費事務処理手続の基本ルールを定め、本学ホームページにて学内外に周知・公表する。</p>
<p>職務権限の明確化</p>	<p>関係部署の責任と権限が不明瞭である。</p>	<p>職務権限を次のとおり明確化し、本学ホームページにて学内外に周知・公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正防止計画推進部署（研究推進・地域連携センター） <ul style="list-style-type: none"> ・大学全体の状況を体系的に整理・評価し、不正防止計画を策定・管理する。 ・内部監査委員会と連携する。 ○ 研究推進課 <ul style="list-style-type: none"> ・「公的研究費事務処理手続の基本ルール」に従って事務処理を行う。 ・発注、納品および特殊な役務の検収、物品等の引渡し、旅費支給、非常勤雇用者勤務状況の確認、勤務者への報酬支払い等を行う。 ○ 研究推進課長 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年9月末、3月末の公的研究費執行状況をコンプライアンス推進責任者、統括管理責任者、最高管理責任者に報告する。 ○ 監事 <ul style="list-style-type: none"> ・不正防止に関する内部統制の整備・運営状況について機関全体の観点から確認し、その結果を役員会等において定期的に報告し、意見を述べる。 ・統括管理責任者又はコンプライアンス責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を役員会等において定期的に報告し、意見を述べる。
<p>関係者の意識向上</p>	<p>コンプライアンスに対する関係者の意識が低下している。</p>	<p>行動規範を次のとおり明確化し、本学ホームページにて学内外に周知・公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最高管理責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・不正を根絶するには、研究者および組織の自己決定によるルールと体制作りが前提であり、それに従うことが研究者倫理であるという意識を研究者に浸透させる。 ○ 統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・不正の背景には個人のモラルの低下だけではなく、組織としての取組みの不十分という問題が常にありうることを認識する。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究費が公的資金であり、不正の問題が大学全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを十分に認識する。 ○ 研究推進課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究活動の特性の把握に努め、研究者に適切な説明を行うとともに、ルールに照らして柔軟かつ迅速な事務処理を行う。
<p>告発等の取扱い、調査および懲戒に関する規程の整備および運用の透明化</p>	<p>告発を受け付ける窓口が設置されていない。</p> <p>不正に関する調査や不正が認められた者に対する懲戒の取扱いが不鮮明である。</p>	<p>学内外からの告発を受け付ける窓口を次のとおり設置し、本学ホームページにて学内外に周知・公表する。また、公的研究費の不正使用防止に関する責任体系図を作成し、不正調査の流れも含めて学内外に周知・公表する。</p> <p>【告発窓口】 公的研究費における不正行為に関する学内外からの告発を下記窓口で受け付ける。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(告発窓口：副学長) 住 所/〒006-8585 北海道札幌市手稲区前田 7 条 15 丁目 4 番 1 号 電 話/011-688-2241 E-Mail /kenkyu@hus.ac.jp</p> </div> <p>[注意事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則匿名による告発は受けない。 ・ 公益にかなう告発によって不利益を被ることはない。 ・ 告発にあたっては、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容を具体的に聞く。 ・ 告発者ならびに被告発者に対する保護を徹底する。 ・ 告発者は、受付後において、氏名、所属、及び連絡先等の秘匿を希望することができ、告発者本人の許可なく、氏名等を公表することはない。 ・ 告発の結果、悪意に基づく告発であることが判明した場合には、告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等の措置を講ずる。 <p>【不正調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最高管理責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 告発等の受付から 30 日以内、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、文部科学省等の配分機関に報告する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・調査が必要な場合、調査委員会を設置する。 ・被告発者に対し、必要に応じて調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。 ・調査の実施に際し、方針、対象および方法等については配分機関に報告・協議する。 ・告発等の受付から210日以内に、最終報告書を配分機関に提出する。 ・調査の結果、不正使用があったと認められた者について、就業規則第6章第2節（制裁）の規定を準用し懲戒処分、氏名の公表等を行う。 <p>○ 調査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正かつ透明性の確保の観点から、調査委員は本学に属さない第三者（機関および告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者）を含むものとする。 ・不正の有無・内容、関与した者・関与の程度、不正使用の相当額について認定する。
--	--	--

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

ガイドライン項目	不正発生要因（リスク）	不正防止計画（具体的な取り組み）
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	不正発生要因が的確に把握されておらず、実態と乖離した不正防止計画である。	不正防止計画推進部署は、コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングやコンプライアンス教育の理解度調査の結果と、公的研究費内部監査委員会が実施する内部監査の結果をもとに、不正防止計画を定期的に見直す。

(4) 研究費の適正な運営・管理活動

ガイドライン項目	不正発生要因（リスク）	不正防止計画（具体的な取り組み）
研究費の適正な運営・管理活動	<p>当初計画との比較で著しく執行が遅れたこと、または、業者との癒着による「預け金」への対策が講じられていない。</p> <p>業者との癒着による「納品物品の持ち帰り・反復使用」への対策が講じられていない。</p>	<p>コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、各学部等の公的研究費の執行状況を適宜確認し、当初計画との比較で著しく執行が遅れている場合はその理由を確認するとともに、必要に応じて研究者に改善を求める。</p> <p>また、研究推進課は、原則すべての納品物および特殊な役務について検収を行う。</p> <p>不正な取引に関与した業者については、全学で以降の取引を停止し、その経緯を学校法人北海道科学大学全体に通知する。</p> <p>本学に直接物品を納品する（配送センター等を経由しない）業者に対し、誓約書の提出を求める。なお、誓約書には次の各事項を盛り込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと ・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと ・構成員から不正な行為の依頼があった場合には通報（告発）すること

	<p>換金性の高い物品を転売させないような体制となっていない。</p> <p>「カラ謝金」への対策が講じられていない。</p> <p>「カラ出張」への対策が講じられていない。</p>	<p>換金性の高い物品（パソコン、タブレット、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、金券類等）については、公的研究費で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することにより、研究推進課において公的研究費物品管理台帳を整備し管理する。</p> <p>出勤表は研究推進課窓口で管理する。また、勤務者の採用および契約更新にあたり、必要に応じて研究推進課においても勤務者と面談する。</p> <p>航空券代や宿泊費は、領収書による実費支給とする。また、当該出張が実施されたことの証票として、航空券の搭乗証明書、JR等列車の無効切符等の提出を求める。</p>
--	---	---

(5) 情報の伝達を確保する体制の確立

ガイドライン項目	不正発生要因（リスク）	不正防止計画（具体的な取り組み）
情報の伝達を確保する体制の確立	<p>相談を受け付ける窓口が設置されていない。</p> <p>不正防止に係る取組みが公表されていない。</p>	<p>学内外からの相談を受け付ける窓口を次のとおり設置し、本学ホームページにて学内外に周知・公表する。</p> <p>【相談窓口】 公的研究費の使用ルール等に関する学内外からの相談を下記窓口で受け付ける。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(相談窓口：研究推進・地域連携センター) 住 所/〒006-8585 北海道札幌市手稲区前田7条15丁目4番1号 電 話/011-688-2241 E-Mail/kenkyu@hus.ac.jp</p> </div> <p>公的研究費の不正防止への本学の取組みについて学外へ公表するため、公的研究費の管理・監査に関する規程、公的研究費事務処理手続の基本ルール、不正防止基本計画を本学ホームページに掲載する。</p>

(6) モニタリングの在り方

ガイドライン項目	不正発生要因（リスク）	不正防止計画（具体的な取り組み）
モニタリングの在り	内部監査組織を有していない	最高管理責任者の直轄組織として、北海道科学大学公的研究費内部監査委員会を置く。

<p>方</p>	<p>い。または、組織に明確な権限が付与されていないため、機能していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員構成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長 副学長 ・ 委員 最高管理責任者が指名する本学教員 若干名 本法人内事務職員 若干名 ○ 委員会業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正に係る調査を実施する。 ・ 全学的に管理および監査体制が有効に機能しているかを確認する。 ・ 不正防止計画推進部署（研究推進・地域連携センター）との連携を強化する。 ・ 監事および会計監査人と情報や意見の交換を行い、効果的かつ多角的な監査を実施できるような連携を強化する。
----------	---	---